

用地調査等業務積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

R7.4.1改正

新	旧												
第4章 用地調査等業務費積算基準 第3 業務費の内容及び積算 1（2）ロ 旅費交通費 ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1）<u>旅費交通費</u>の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区 分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>用地調査等業務</td><td>直接人件費の2.29パーセント</td></tr></table> 注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。 2）率を用いた場合の<u>宿泊費・宿泊手当</u>の積算 <u>2）－1 宿泊費</u> <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> <u>2）－2 宿泊手当</u> <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第14条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u>	区 分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント	第4章 用地調査等業務費積算基準 第3 業務費の内容及び積算 1（2）ロ 旅費交通費 ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1）<u>旅費</u>の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。 <table><tr><th>区 分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>用地調査等業務</td><td>直接人件費の2.29パーセント</td></tr></table> 注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。 2）率を用いた場合の<u>日当・宿泊料</u>の積算 <u>用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</u> <u>往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。</u> <u>同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</u> <table><tr><th>区 分</th><th><u>日当・宿泊料（千円）</u></th></tr><tr><td><u>用地調査等業務</u></td><td><u>6.1X</u></td></tr></table> <u>X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）</u>	区 分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント	区 分	<u>日当・宿泊料（千円）</u>	<u>用地調査等業務</u>	<u>6.1X</u>
区 分	旅費交通費												
用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント												
区 分	旅費交通費												
用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント												
区 分	<u>日当・宿泊料（千円）</u>												
<u>用地調査等業務</u>	<u>6.1X</u>												

第 1 2 土地評価

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1により行うものとする。

表12-1

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	主任技師 技師 A 技師 C	<u>0.56</u> 人 <u>0.56</u> 人 <u>0.56</u> 人	

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-2により行うものとする。

表12-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師 技師 A 技師 C 技師 D	<u>0.92</u> <u>3.55</u> <u>3.55</u> —	<u>1.76</u> <u>1.24</u> <u>4.44</u> <u>0.39</u>	<u>2.68</u> 人 <u>4.79</u> 人 <u>7.99</u> 人 <u>0.39</u> 人	

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-4により行うものとする。

表12-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の算定業務	標準地	—	主任技師 技師 A 技師 C 技師 D	— — — —	<u>1.32</u> <u>2.05</u> <u>2.03</u> <u>0.15</u>	<u>1.32</u> 人 <u>2.05</u> 人 <u>2.03</u> 人 <u>0.15</u> 人	

第 1 2 土地評価

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-1により行うものとする。

表12-1

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	主任技師 技師 A 技師 C	<u>0.54</u> 人 <u>0.54</u> 人 <u>0.54</u> 人	

4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-2により行うものとする。

表12-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分及び標準地選定等業務	業務	2～3 区分	主任技師 技師 A 技師 C 技師 D	<u>0.58</u> <u>4.11</u> <u>4.11</u> —	<u>1.34</u> <u>0.90</u> <u>3.78</u> <u>0.28</u>	<u>1.92</u> 人 <u>5.01</u> 人 <u>7.89</u> 人 <u>0.28</u> 人	

5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-4により行うものとする。

表12-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の算定業務	標準地	—	主任技師 技師 A 技師 C 技師 D	— — — —	<u>1.09</u> <u>1.91</u> <u>1.87</u> <u>0.10</u>	<u>1.09</u> 人 <u>1.91</u> 人 <u>1.87</u> 人 <u>0.10</u> 人	

新

6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-5によるものとする。

表12-5

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価格算定業務	100画地	—	技師 A	<u>3.28</u>	<u>12.51</u>	<u>15.79</u> 人	
			技師 C	<u>3.28</u>	<u>8.75</u>	<u>12.03</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.54</u>	<u>0.54</u> 人	

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-6により行うものとする。

表12-6

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償算定業務	100画地	—	技師 A	<u>1.55</u>	<u>7.48</u>	<u>9.03</u> 人	
			技師 C	<u>1.55</u>	<u>4.60</u>	<u>6.15</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.29</u>	<u>0.29</u> 人	

旧

6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-5によるものとする。

表12-5

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価格算定業務	100画地	—	技師 A	<u>2.30</u>	<u>11.33</u>	<u>13.63</u> 人	
			技師 C	<u>2.30</u>	<u>8.54</u>	<u>10.84</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.47</u>	<u>0.47</u> 人	

7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-6により行うものとする。

表12-6

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償算定業務	100画地	—	技師 A	<u>1.17</u>	<u>6.66</u>	<u>7.83</u> 人	
			技師 C	<u>1.17</u>	<u>4.08</u>	<u>5.25</u> 人	
			技師 D	—	<u>0.25</u>	<u>0.25</u> 人	